単　位　事　務　名

児童手当・特例給付

根拠及び参考法令	児童手当法（昭和46年法律第73号）【法】 児童手当施行令（昭和46年政令第281号）【令】 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号） 鹿児島県学校職員児童手当支給要領【最終改正平成24年４月２日鹿教教第60号】 児童手当認定事務の手引きについて(送付)【平成24年４月２日教職員課長】 児童手当認定事務の手引きについて(送付)【平成24年10月教職員課長】 児童手当の現況届について【平成24年５月22日教職員課長通知】 年度末及び年度当初の手当認定事務等について（通知）【平成19年２月２日鹿教教第549号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱【平成５年12月24日会計課長通知】

項目	処理方法
手当の種類	児童手当法上の区分は次のとおりである。 (1)　児童手当（法第４条） (2)　特例給付（法附則第２条） 所得制限により児童手当を受けられない場合の特例として支給される。
児童の定義	１　「児童」とは，18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者であって，日本国内に住所を有するもの又は留学等の理由により日本国内に住所を有しないものをいう。 ※　「留学」については，以下の要件を全て満たすものであること ①　日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して３年を超えて住所を有していたこと ②　教育を受けることを目的として外国に居住しており，父母等と同居していないこと ③　日本国内に住所を有しなくなった日から３年以内のものであること ２　支給対象となる児童は，15歳に達する以後の最初の３月31日までの間にある児童（施設入所者を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）
支給額	１　前年の所得(１月から５月までの月分の手当は前々年)が政令で定める所得制限額未満である者 ３歳未満（一律）　15,000円（月額） ３歳以上小学校修了前（第１子・第２子）　10,000円（月額） 〃　（第３子以降）　15,000円（月額） 小学校修了後中学校修了前（一律）　10,000円（月額） ※１　施設入所児童を除き，月の初日に生まれた児童については出生の日から３年を経過しない児童 ※２　３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については出生の日から３年を経過した児童）であって12歳に達する日以後の最初の３月31日までにある者（施設入所児童を除く。） ※３　12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童であって15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（施設入所児童を除く。） 例：平成24年11月に３歳となる場合は，11月まで15,000円，12月からは10,000円（ただし，第３子以降は引き続き15,000円）となる。 ※　支給額の算定には，支給対象外の18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者まで数える（未成年後見人や父母指定者に実子がいる場合，実子も含めて数える）。 (例①) 19歳，16歳，10歳，５歳の子がいる場合 16歳の子は第１子　0円 10歳の子は第２子　10,000円 ５歳の子は第３子　15,000円 計　25,000円　支給 (例②) 19歳，13歳，２歳の子がいる場合 13歳の子は第１子　10,000円 ２歳の子は第２子　15,000円 計　25,000円　支給 ２　前年の所得（１月から５月までの月分の手当は前々年）が政令で定める所得制限額以上である者（特例給付） 児童１人当たり（一律）　5,000円（月額）

項　　目	処　　理　　方　　法

所得制限

２　政令で定める所得制限額（児童手当法施行令第１条）

扶養親族数別所得制限限度額（平成24年10月１日現在）

扶養親族数	所　得　額
０人	６２２　万円
１人	６６０　万円
２人	６９８　万円
３人	７３６　万円
４人	７７４　万円
５人	８１２　万円

（注）１　扶養親族数は，児童手当法第５条第１項に規定する「扶養親族数及び児童」の数。

２　所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は，上記額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき６万円を加算した額

３　扶養親族数が６人以上の場合の限度額（所得額ベース）は，１人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

２　所得額の計算方法（児童手当法施行令第３条）

(1)　市町村長が発行する所得証明書（児童手当用）に記載されている総所得額等の合計額から８万円を控除する。

(2)　市町村民税について，次に掲げる控除を受けた者については，それぞれ次に掲げた額を控除する。

控　除　の　種　類	児童手当の所得要件をみる場合に控除する額
雑損控除	当該雑損控除額
医療費控除	当該医療費控除額
小規模企業共済等掛金控除	当該小規模企業共済等掛金控除額
障害者控除	１人につき27万円(特別障害者の場合,1人につき40万円)
寡婦(夫)控除	27万円(寡婦(夫)控除の特例を受ける場合は35万円)
勤労学生控除	27万円

３　扶養親族等及び児童（児童手当法第５条第１項）

(1)　「扶養親族等」は，所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族で，前年の所得額証明書(１月から５月までの月分の手当は前々年)に記載している人数。

前年，前々年の人数のため請求時の実際の扶養人数とは異なる場合もある。

・　養育者の前年（１月から５月までの月分の手当は前々年）の所得についての課税所得金額上において，実際上，配偶者控除及び扶養控除の対象になった者に加え，前年(又は前々年)の12月31日時点で16歳未満の税法上の扶養親族であった者も含まれる。

（参考）扶養親族数が０人になる場合

配偶者等の扶養がない者（共働き等）が，第１子目を請求した場合。

（前年，前々年の所得証明書には第１子は扶養に入らないため。）

(2)　「児童」は，受給資格者の扶養親族等でない児童で，当該受給資格者が前年又は前々年の12月31日時点で生計を維持していたもの。

・　仮にその児童が養育者本人の親族等であったならば，当然に養育者本人の前年又は前々年の所得について扶養控除の対象となったはずの児童をいう。

支給要件

次のいずれかに該当し，日本国以内に住所を有する者に支給される。

(1)　中学校修了前の児童を監護し，かつ，これと生計を同じくするその父又は母（未成年後見人があるときは，その未成年後見人とする。以下「父母等」という。）

※　未成年後見人：親権者がない場合や親権者が管理権（財産に関する権限）を有しない場合に，親権者の指定若しくは家庭裁判所の選任により，その未成年の法定代理人となる者。

(2)　日本国内に住所を有しない父母等が生計を維持している児童と同居し，これを監護し，かつ，これと生計を同じくする者（当該児童が寮生活をしている場合等，同居することが困難であると認められる場合は別居でも可。）のうち，当該父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）

※　例えば，児童の生計を維持している父母等が国外に移住しており，児童は日本に居住している祖父母に預けているような場合で，父母等が祖父母のうちいずれかを児童と監護・生計同一関係がある者として指定するケースが考えられる。

(3)　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し，かつ，その生計を維持する者

項　　目	処　　理　　方　　法
	※　用語の解釈(平成24年3月31日雇児発0331第１号厚労省雇用均等・児童家庭局長通知) ①　「監護」とは，児童の生活について通常必要とされる監督，保護を行っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいう。しかし，必ずしも児童と同居している必要はなく，また，児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものであること。従って，勤務，修学，療養等の事情により児童と養育者とが起居を共にしていない場合であっても，現に監督，保護を行っていると認められる限りにおいては，「監護」の要件を満たしていると取り扱って差し支えない。 ②　「生計を同じくする」とは，児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり，必ずしも同居を必要とするものではないこと。従って，勤務，修学，療養等の事情により，別居し，日常の起居を共にしていないが，別居の事由が消滅したときは，再び起居を共にすると認められ，かつ，児童と養育者との間で生活費，学資金，療養費等の送金が継続的に行われている場合は，「生計を同じくする」に該当する。 　再び起居を共にするとは，新たに生まれた児童は別として，原則として従前同居しており，再び同居すると認められる場合をいうものである。なお，児童と養育者が同居している場合には，明らかに生計を異にすると認められる場合を除き「生計を同じくする」として取り扱って差し支えない。 ③　「生計を維持する」とは，児童の生計費の大半を支出していることをいうが，生計維持のための資金は，必ずしも養育者本人の資産又は所得である必要はない。すなわち，その者が他から仕送りを受け，あるいは生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし，児童の所得，児童自身に支給される公的給付のように，児童の所有に属する金銭又は児童の養育費にあてるためのその兄姉等からの送金が児童の生計費の主な部分を占めている場合には，養育者が当該児童についてその「生計を維持する」ものとは認められない。 ※　同一世帯で２名以上の者が受給することはできない。 ※　再任用職員（フルタイム勤務）は県が支給する。 ※　再任用職員（ショートタイム勤務）及び臨時的任用職員は住所地の市町村での支給となる。 《父母が共に支給要件に該当する場合の取扱い》 　夫婦共働きなど父母が共同で児童を養育している場合，手当は当該児童の生計を維持する程度の高い者に支給する。 　「当該児童の生計を維持する程度の高い者」とは家計の主催者，すなわち家計においてより中心的な役割を果たしていると社会通念上認められる者をいうが，これを父母のいずれかとするかについては，基本的には両者の前年（１月から５月までの月分の手当は前々年）の所得と比較して，高い方を家計の主宰者とする。 　所得にほとんど差がない場合には， 　イ　住民上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか） 　ロ　健康保険の適用状況（父母どちらの被扶養者になっているか） 　ハ　所得税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか） などの諸事情を総合的に考慮して，判断すべきである。 《同居父母優先（法第４条第４項）》 　離婚協議中の別居の場合などのように，父母のいずれか一方が児童と同居し，父母が生計を同じくしていない場合は，児童と同居している方に支給する（なお，単身赴任に伴い別居することとなった場合は，別居後も引き続き父母が生計を同じくしていると認められるので，児童と同居している者ではなく，児童の生計を維持する程度の高い者を受給資格資格者とする。）。 　児童との同居は基本的には住民票で判断するが，例えばＤＶで事実上配偶者と別居し，児童と一緒に居住している場合，当該事実が客観的に認められれば（例：婦人保護施設や母子生活支援施設に児童とともに入所している。），住民票を異動していなくても，同居扱いとする。 《夫婦共働き世帯における児童手当の認定について》 １　審査及び認定 (1)　受給資格者の決定 　ア　両者の所得を市町村長の発行する所得証明書等により確認し，原則として，所得の高い方を受給資格者とする。 　イ　両者の所得にほとんど差がない場合は，住民票，健康保険，所得税等の扶養控除を取扱い等，諸条件を勘案し，総合的に判断する。 　ウ　少なくとも夫婦の一方が所得制限限度額以上の場合はは当該者をもって受給対象者と判断すること。

項　　目	処　　理　　方　　法

(2)　所得要件の確認

ア　所得要件の確認は(1)で決定した受給資格者のみについて行う。

イ　所得制限限度額は扶養親族数に応じて定められている。

ウ　例えば，父が受給資格者に決定され，支給要件児童全員が所得税法上母の扶養親族となっている場合，父の所得額は扶養親族０人の区分で限度額を確認する。

※　出生等により支給対象児童が増え，額改定請求が提出された場合は所得の確認は要しない。
（認定済みの現況に基づき支給額を増額するだけの認定）

2　現況届の確認

(1)　両者の所得は基本的には所得証明書により確認するが，所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯，配偶者が請求者よりも所得が低いことが明らかな世帯（配偶者が税法上の控除対象配偶者となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合など）については，事情聴取や年末調整時の給与支払証明書等による確認でも可とする。

(2)　受給者の育休等により，配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合でも，その事由が一時的なものであると見込まれる場合は，必ずしも受給者を変更する必要はない。ただし，受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合必ずしも受給者を変更する必要はない。ただし，受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合（受給者の育休等が長期にわたり，所得が０円となったとき等）は，原則として受給者を変更すること。

3　現況届で受給者よりもその配偶者の前年所得が相当程度高いことなどにより，配偶者が受給資格者に該当する者と判断した場合

(1)　現況届の審査により，受給資格を有しないと認められる受給者については，支給事由消滅処分（５月31日をもって支給事由消滅）を行うとともに，当該受給者に対して支給事由消滅通知を行う

(2)　その際，荒田に受給資格者となるべき（配偶者等）については，５月中に請求を行わなくとも，従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば，６月分から手当を支給する取扱いとする。

(3)　受給者に対して現況届の提出案内する際は，児童と生計を同じくする父母等のうち，前年所得の最多者が変わっている場合は，受給資格者が変更となる場合があり，その際は新たな受給資格者が申請を行う必要がある旨を周知すること。

認定等の流れ

請　求	支給要件の発生(出生等)　→　認定請求

⇩

審　査 ・ 認　定	(1)　受給資格者の決定　　例：夫婦とも教職員の場合 ・父の所得　590万円（税法上の扶養親族数２人） ・母の所得　570万円（税法上の扶養親族数０人） ↓ 受給資格者は父に決定 (2)　所得要件の確認 (1)の所得から，諸控除を差し引いた額を所得額とする。 ・所得額　590万円－８万円（一律控除）＝582万円 ・所得制限限度額（扶養親族数２人）　＝698万円 所得額582万円　＜　所得制限限度額698万円 ↓ ○　所得額が限度額未満である為，認定可。 ※　児童手当を受給できるのは世帯で１名

⇩

現況届 の確認	現況届の提出（毎年６月）　→　審　査（所得要件等確認）　→　支給継続 認定・消滅

項　　目	処　　理　　方　　法
支給の始期，終期	児童手当等の支給は，受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め，支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 具体的には次のとおり (1)　支給の始期 認定請求書受理日の属する月の翌月から支給を開始する。 ただし，やむを得ない理由（災害・事故等）により認定請求ができなかった場合に，やむを得ない理由が解消された後15日以内に請求をしたときはやむを得ない理由により認定請求ができなくなった日の属する月の翌月から支給を開始する。 また，月末に児童が出生した場合についても，通常，出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため，出生の日の翌日から15日以内に認定請求を行えば出生日の属する月の翌月分から手当が支給される。 例えば，10月30日に出生した場合，10月31日から数えて ○15日以内（10月31日から11月14日の間）に認定請求　→　11月分から支給 ○16日以降（11月15日から11月末日までの間）に認定請求　→　12月分から支給 ※15日目が休日に当たるときは，その翌日とする。 ※　所得証明書等の添付書類の提出が遅れそうな場合は，認定請求書を先に受理すること。 ※　扶養手当等とは異なり，月の初日に出生した場合も認定請求書受理日の翌月からの支給となる。 (2)　支給の終期 ア　職員が退職，死亡した場合又は支給要件児童がその要件を欠いた場合は，支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。 ※　支給要件児童が15歳に達する日以後の最初の３月31日までとなる。 ただし，４月１日が15歳の誕生日である場合は，15歳に達する日は前日の３月31日となる。 イ　６月の現況届の提出により所得額が政令で定める額を上回った場合は，５月分まで児童手当を支給し，６月分から特例給付とする。 (3)　支給額の改定 児童手当の給付を受けている職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合には，次のとおり支給額を改定する。 ア　増額の場合 額改定請求書受理日の属する月の翌月から支給額を改定する。 やむを得ない理由により額改定請求ができなかった場合の取扱いは，認定請求の場合と同様とする。 イ　減額の場合 届出を受理した日に関係なく，事実の生じた月の翌月から支給額を改定する。
支　　給　　日	１　毎年２月，６月及び10月の３期にそれぞれの前月までの分を，各期月の給料支給日に支払う。 ２　前支払期月に支払うべきであった児童手当等又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当等は，その支払期月でない月であっても支払うものとする。

項　　目	処　　理　　方　　法
電　算　報　告	1　新たに認定を行う場合，支給が消滅する場合等，児童手当等に変更がある場合は，※1 児童手当報告書 により，電算報告を行う（支給月にかかわらず，変更があった都度報告する。）。 2　各支給月の前月には児童手当照合リストが送付されてくるので，各支給月の報告の際は，受給者台帳と照合の上，変更等があれば，修正の報告を行うこと。 ※1,※2 H24.10.１現在は，それぞれ「子ども手当等報告書」，「子ども手当等照合リスト」 児童手当（特例給付）の支給月と電算報告の関係 ・６月支給…２月分～５月分の手当を２月～６月に報告したもの （照合リストは５月入力分まで反映） ・10月支給…６月分～９月分の手当を６月～10月に報告したもの （照合リストは９月入力分まで反映） ・２月支給…10月分～１月分の手当を10月～２月に報告したもの （照合リストは１月入力分まで反映） ・なお,支給月に対する該当月以前の遡及入力の場合は,電算報告した月に追給・戻入される。 （例１）支給月（平成24年10月）に対する該当月の報告 （ｉ）開始 電算報告　：平成24年９月 手当支給開始年月：平成24年８月 支給　：平成24年10月に８月分～９月分を支給 （ⅱ）消滅 電算報告　：平成24年８月 支給事由消滅年月：平成24年７月 支給　：平成24年８月に６月分～７月分を支給（随時払い） （例２）支給月（平成24年10月）に対する該当月以前の遡及入力 （ｉ）追給 電算報告　：平成24年12月 手当支給開始年月：平成24年８月 追給　：平成24年12月に８月分～９月分を追給 （10月分～12月分は平成25年２月に支給） （ⅱ）戻入 電算報告　：平成24年12月 支給事由消滅年月：平成24年７月 戻入　：平成24年12月に８月分～９月分を戻入 3　現況届や法改正等により電算報告上の区分が変わる場合は，実際の支給額に変更がない場合においても，電算報告を行うこと。 〔電算報告上の区分〕 児童手当：法第４条給付 特例給付：法附則第２条給付
時　　効	児童手当等の支給を受ける権利は，現況届を提出しないため支払が一時差し止められた６月分以降の児童手当に係る最初の支払期月（１０月）における支払日の翌日から起算して２年間権利を行使しない場合には，時効によって消滅する。

項　　目	処　　理　　方　　法
認定請求等	

提出を必要とするとき	請求書及び届出の種類	添　付　書　類 ※申立書が必要な場合がある。	所属長が請求者等に対して行う通知
新たに受給資格が生じたとき 新たに要件を備えた者がある場合（第一子の出生，新たに児童を監護することになった等）	認定請求書	・受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し ・受給資格者の前年の所得証明書（児童手当用）　*1 （1月から5月までの月分の児童手当については前々年） （共通）	認定通知書 又は認定請求却下通知書
・海外に留学中の児童がいる場合		児童の留学先の学校の在学証明書（翻訳書を添付），留学前の国内居住状況がわかる書類	
・受給資格者が未成年後見人の場合		児童の戸籍抄本	
・受給資格者が父母指定者の場合		父母の海外居住の状況がわかる書類（居住証明書など）及び父母指定者指定届受領証　*2	
・父母指定者で児童と別居している場合		上記のほか，児童の状況がわかる書類（学校の寮への入寮証明書など）	
・離婚協議中で配偶者と別居し児童と同居している者が認定請求を行う場合		離婚協議中であることを証明する書類　*3	
毎年６月（全ての受給者）	現況届	認定請求書と同じ	支給事由消滅通知書又は認定通知書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書	児童の属する世帯全員の住民票	額改定通知書又は改定請求却下通知書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届	なし	額改定通知書
支給対象児童がいなくなるなど支給を受けるべき事由が消滅したとき	受給事由消滅届	人事異動に伴う場合は，辞令の写し等事実を確認できる書類	支給事由消滅通知書
受給者又は監護している児童の氏名，住所が変わったとき	氏名(住所)変更届	受給資格者又は住所を変更した児童の属する世帯全員の住民票	なし
受給資格者が死亡した場合でその者に支払っていなかった児童手当があるとき	未支払請求書	なし	未支払支給決定通知書又は未支払請求却下通知書

※「住民票」とは，住民基本台帳の記載事項を専用紙（紙媒体）に写したもので，市町村役場において申請者に交付される「住民票の写し」を指し，続柄等の記載が省略されていないものとする。

*1　申請者の配偶者が当該申請者の控除対象配偶者となっていない場合など，生計を維持する程度の高い者の判定上，配偶者の所得状況の確認が必要な場合は，配偶者についても所得証明書を添付する。

*2　児童の住所地の市町村へ父母指定者指定届を提出し，当該市町村から受領証を受け取る。

*3　離婚協議申入れにかかる内容証明郵便の謄本，調停期日呼出状の写し，家庭裁判所における事件係属証明書，調停不成立証明書の写し等

項　　目	処　　理　　方　　法
	※　次の場合は，上記書類に加えてそれぞれ受給資格者が支給要件となる児童を監護し，かつ，生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類（申立書）を添付しなければならない。申立書は請求者自身の申立書とし公的機関等により証明された書類である必要はない。 ①　受給資格者が支給要件児童 と同居していない場合（様式例１） ※　15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童を含む。 ・　単身赴任の場合は単身赴任手当認定簿の写しでも可 ・　海外に留学中の児童がいる場合は，海外留学に関する申立書（様式例２）を添付 ②　受給資格者が自分の子でない支給要件児童を認定申請する場合（様式例３） ・　受給資格者が父母指定者で児童と別居している場合は，①の様式例１を添付 ・　受給資格者が未成年後見人で児童に父母がいる場合は，父母の状況（父母の氏名，住所など）についての申立書（様式例４）を添付 ③　受給資格者が離婚協議中で配偶者と別居し，児童と同居している場合（配偶者と生計所におかを同じくしていない場合：法第４条第４項） ・　配偶者と別居していることや離婚協議中であることなどの申立書（様式例５）を添付
認　定　等	１　所属長は，認定請求書を受理した場合は，生計・監護要件や所得要件等について，認定請求書の記載事項及び添付書類を審査し，受給資格がある者については，額を決定するとともに，認定通知書により当該請求者に通知し，受給資格がない者については，認定請求却下通知書により，当該請求者に通知しなければならない。 ２　増額改定の請求があった場合，同様に処理し，額改定通知書あるいは改定請求却下通知書により，当該請求者に通知しなければならない。 減額改定の届出があった場合も，同様に処理し，額改定通知書により当該届出者に通知しなければならない。 また，消滅届があった場合も，同様に処理し，消滅通知書により当該届出者に通知しなければならない。
現　況　届	１　６月１日以降も受給予定であるすべての受給者は，毎年６月１日から同月３０日までの間に，その年の６月１日における状況を記載した現況届を，前年の所得証明書等を添付して所属長に提出しなければならない。 ２　５月に認定請求をし，認定されて，６月が支給開始月となる場合は，現況届の提出は不要。 ３　受給者が現況届を正当な理由なく提出しない場合は，６月分以降の児童手当等の支払いを一時差し止めることができる。 (1)　審査した結果，引き続いて児童手当等を受給すべきものと認定したときは，受給者台帳の現況届欄に所要の事項を記入すること(認定通知書は必要ない。)。 (2)　所得超過により６月分から児童手当と特例給付の区分切替え予定の受給者は，認定請求があったものとみなし，現況届をもって認定処理を行う（受給者台帳に所要の事項を記入し，認定通知書を作成する。）。 「平成　年　月　日付けで請求のありました」の欄には現況届の提出日を記入する（児童手当法施行令第14条の認定請求があったものとみなされる場合に該当するため）。 ・　支給開始年月日　６月から ・　所得要件が児童手当から特例給付になった場合は，児童手当の支給事由消滅の旨を付記した特例給付認定通知書を送付する。逆の場合は，特例給付の支給事由消滅の旨を付記した児童手当認定通知書を送付すること。 (3)　審査した結果，児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは，受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し，支給事由消滅通知書を作成する。
氏名（住所）変更届	受給者は，氏名（住所）を変更したとき又は支給要件児童のうちに氏名（住所）を変更届変更した児童があるときは，14日以内に氏名（住所）変更届を所属長に提出しなければならない。
受給事由消滅届	受給者は，児童手当等の支給を受けるべき事由が消滅したときは，速やかに消滅届を所属長に提出しなければならない。

項　　目	処　　理　　方　　法
未支払児童手当等	１　児童手当等の受給資格者が死亡した場合において，その死亡した者に支払うべき児童手当等で，まだ支払っていなかったものがあるときは，その死亡した者が監護していた支給要件児童であった者にその未支払いの児童手当等を支払うことができる。 ２　未支払いの児童手当等を受けようとする者は，未支払請求書を所属長に提出しなければならない。 ３　所属長は，未支払請求書を受理した場合において，内容を審査し，支給すべきであると認めたときは未支払決定通知書により，また，支給すべきでないと認めたときは未支払却下通知書により，それぞれ当該請求者に通知しなければならない。
支給状況の報告	所属長は，毎年通知により定める日までに，前年の３月からその年の２月までの間における児童手当等の認定及び支払状況を書類（様式は別に定める。）により，教職員課長に報告しなければならない。
受 給 者 台 帳	所属長は，受給者台帳を備え付けなければならない。
職権による処理	次のような場合については，受給者からの請求や届出がなくても，所属長は職権により処理することができる。 １　受給権の消滅 受給者が次のいずれかに該当する場合，職権により当該受給者の児童手当等の支給を受けるべき事由の消滅の決定をすることができる。 (1)　国・他県・市町村等本県の給与が支給されない所属へ異動した場合 (2)　退職した場合 (3)　消滅届の提出がないが，現有公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認した場合 ２　額改定届の提出がない場合の減額額改定届の提出がない場合において，現有公簿等によって児童手当等の額を減額すべきものと確認したときは，職権によりその額を改定することができる。 （例：第１子若しくは第２子が３歳以上小学校修了前に該当する場合等） ３　児童手当と特例給付の切替 各年の５月31日において，児童手当の支給を受けている者が，現況届により確認した結果，その翌日から特例給付の支給要件に該当するときは，特例給付の認定の請求があったものとみなし，当該各年の６月から特例給付を支給する。 特例給付の支給を受けている者が，その翌日から児童手当の支給要件に該当するときも同様である。 ※　職権で処理した場合の通知等 上記１～３の場合，受給者台帳に所要の事項を記入するとともに，所定の通知書を作成し，受給者に送付すること。

項　　目	処　　理　　方　　法
支給事務の流れ	支給事務の流れを図示すると以下のとおりになる

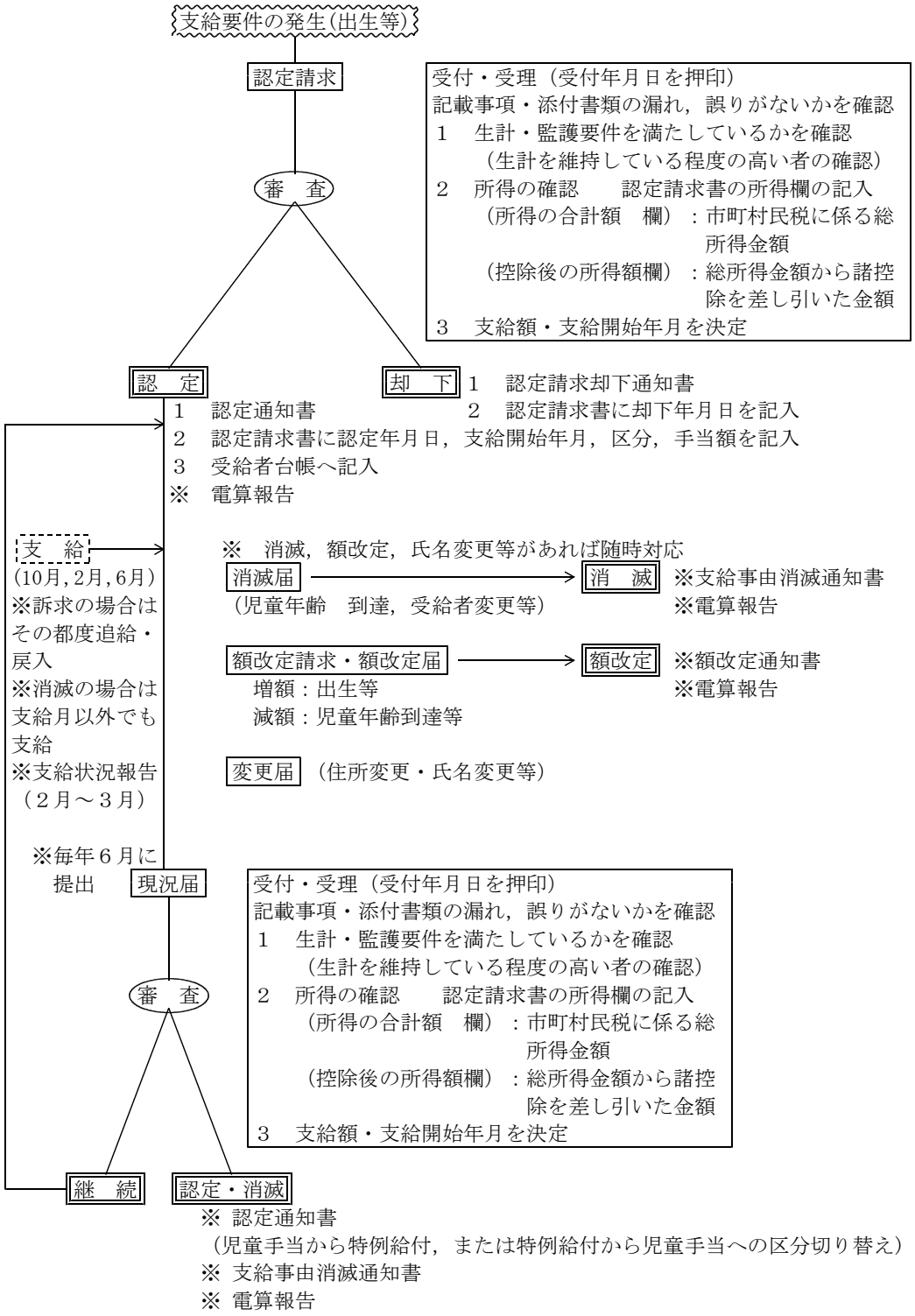

項　　目	処　　理　　方　　法
４月１日付異動者及び新規採用者等の留意事項〔年度当初〕	４月１日付けの異動者等については，当該受給者の３月までの身分によって取扱いが異なるので留意すること。 定められた期限内に手続がなされた場合の支給の取扱いは次のとおりとなる。 《公務員→公務員》 ３月分まで旧所属で，４月分から新所属で支給する。 《公務員→被用者（※１）又は被用者等でない者（※２）》 ３月分まで旧所属で，４月分から住所地のある市町村で支給する。 《被用者又は被用者等でない者→公務員》 ４月分まで住所地のある市町村で，５月分から新所属で支給する。 ※１　民間企業等のサラリーマン並びに共済組合の職員及び公務員の職員団体等の職員 ※２　被用者又は公務員でない者 具体的には，以下のとおり取り扱う。 １　他の公務員からの転入教職員 （本県から給与の支給を受ける教職員以外の公務員から引き続き採用された教職員） 認定請求書に，前の任命（認定）権者の発行した児童手当受給事由消滅通知書，市町村長の発行した所得証明書及び住民票を添付して15日以内に所属長に提出すること。 ※注意　15日を経過して受理した場合は，請求した日の属する翌月から支給開始となる。 ２　職員団体専従から復帰する者 (1)　住所を変更する者 ア　４月１日以前に住所を変更した場合 ４月分は新住所の市町村からの支給となるので，５月分から学校で支給する。 ただし，４月分は転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 また，５月分から学校で支給できるのは，４月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。 イ　４月２日以降に住所を変更した場合 ４月分は旧住所の市町村からの支給となるので，５月分から学校で支給すること。 ただし，５月分から学校で支給できるのは，４月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。 ※注意　一般的には転出年月日の翌日が転入年月日となるが，児童手当法第８条第３項に規定する「住所を変更した日」とは住民基本台帳法上の転出の予定年月日になる。 (2)　住所を変更しない者 ４月分は４月１日に住民基本台帳のある市町村からの支給となるので，５月分から学校で支給する。 ただし，５月分から学校で支給できるのは，４月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。 ３　４月１日付けで職員団体専従になった者 (1)　住所を変更する者 ア　４月１日以前に住所を変更した場合 ４月以降の分は，新住所の市町村からの支給となる。 ただし，転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 イ　４月２日以降４月末日までに住所を変更した場合 ４月分は旧住所の市町村，５月分から新住所の市町村からの支給となる。 ただし，４月分は，４月１日から15日以内に旧住所の市町村に手続きを行った場合，５月分は４月中に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 (2)　住所を変更しない者 ４月１日に住民基本台帳のある市町村から支給される。 ただし，４月１日から15日以内に住所地のある市町村に手続きした場合に限る。 ４　新規採用者 上記１における「前の任命（認定）権者」を「児童手当の支給を受けていた市町村長」と読み替えて，上記２の職員団体専従から復帰する者の例に準じて処理する。 ５　３月31日付け退職者 ４月分以降は，上記３の４月１日付けで職員団体専従になった者の例に準じる。

項　　目	処　　理　　方　　法
	6　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（公益法人等派遣法）による派遣職員等 (1)　公益法人等派遣法による派遣職員は，身分は公務員であるが，共済の長期給付に係る費用を派遣先団体が負担することから，児童手当法上は被用者扱いとなる。 ア　公務員から公益法人等に派遣される場合 辞令が出た日が支給要件の消滅日となるため，４月１日付の辞令の場合は４月１日が消滅日となり，４月分までは旧所属から，４月中に居住地の市町村に申請手続を行えば，５月分からは居住地の市町村からの支給となる。 なお，辞令が３月31日付の場合は，３月まで旧所属，15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば，４月からは居住地の市町村からの支給となる。 イ　公益法人等に派遣されていた職員が公務員に戻る場合 ４月１日付け辞令の場合，４月分までは居住地の市町村から支給され，４月中に所属へ申請手続を行えば，５月分からは所属からの支給となる。 (2)　退職派遣者は，身分は民間人となるため，通常の民間企業派遣と同様，児童手当法上は被用者扱いとなる。 ア　公務員を退職して公益法人へ派遣される場合 公務員を退職する日が支給要件の消滅日となるため，３月31日付退職， ４月１日付派遣の場合は，３月分まで旧所属から支給され，15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば，４月分からは，居住地の市町村からの支給となる。 なお，４月１日で公務員を退職する場合は，４月分までは旧所属から支給され，15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば，５月分からは居住地の市町村からの支給となる。 イ　公益法人に派遣されていた職員が公務員に復職する場合 公益法人を退職した次の日が支給要件の消滅日となるため，公益法人を３月31日付け退職， 公務員には４月１日復職の場合，４月分までは居住地の市町村から支給され，４月中に所属へ申請手続を行えば５月分からは所属からの支給となる。 7　在外教育施設（日本人学校）派遣者 (1)　４月に委嘱辞令の交付を受けて赴任する場合は，４月１日を支給要件消滅日として，４月分まで支給する。 （一般的には，海外転出届をした日が支給要件消滅日となり，その日の属する月の分まで支給するため，転出予定日を４月１日とすることが望ましい。） (2)　在外教育施設（日本人学校）から戻った場合は，転入日以降，認定請求のあった日の翌月分から支給する。
その他の留意事項	1　再任用職員（ショートタイム勤務）及び臨時的任用職員は，住所地の市町村役場で本人が手続を行うよう周知すること。 2　市町村で児童手当の支給を受けていた者が，所属から支給されることとなる場合（新規採用者，職員団体専従からの復帰者など）については，受給者本人が事前に当該市町村に受給事由消滅の届出を行うこと。 3　児童手当の支給を受けている職員で，所得税法に係る更正又は決定により，所得の額が所得制限限度額以上となったときは，特例給付への切り替えを行うこととなるので，十分留意すること。 4　職員が退職した場合など支給すべき事由が消滅した場合は，支払期月（２月・６月・10月）でない月であっても支給すること（随時払い）ができるので，支給事由の消滅した月の翌月に電算報告を行うよう留意すること。

◎児童手当支給に係る質疑応答

（問１）中学校修了後，１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が婚姻している場合や，就職している場合も「児童」としてカウントするのか。

（答）婚姻している子は，民法上成年に達したものとみなされるので，父母に監護されいるとはいえず，「児童」には含めない。

また，就職している子が全く父母の監護を受けていないか，または独立して生計を営んでいると認められる場合は，やはり「児童」には含めない。

（問２）受給資格者の支給要件児童が高校生と中学生のみであり，受給資格者と高校生の子が別居している場合，認定請求の際に当該高校生の子の属している世帯の全員の住民票を省略しても差し支えないか。

（答）認定請求について，支給要件児童に３歳以上小学校修了前の児童及び今後これに該当することとなる３歳未満の児童が含まれない場合は，受給資格者と別居している高校生の子の属している世帯の全員の住民票を省略しても差し支えない。

（問３）３歳になった子が第３子以降の子である場合は支給額に変更がないので，受給者への通知は不要という取扱いでよいか。

（答）お見込みのとおり。

（問４）「少なくとも夫婦の一方が所得制限限度額以上の場合は，当該者をもって受給資格者と判断すること。」とあるが，以下のケースの場合はどのように判断することとな るのか。

例：夫婦（共働き）児童２人世帯

	父	母
扶養親族等の数	２人	０人
保険の適用状況	児童２人を扶養	本人のみ
前 年 所 得	697万	622万
所得制限限度額	698万	622万
認定した場合に支給する手当等	児童手当	特例給付

（答）「生計を維持する程度の高い者」の判断に当たっては，まず父母の間の収入（所得）の状況を考慮することになり，原則として収入の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当することになる。

父母のうち，所得の高い方が所得制限限度額以上の所得がある場合は，当該者をもって受給資格者と判断することが適当である。

よって設問のケースでは，母は一見所得制限限度額以上となっているが，所得の高い父は所得制限限度額未満なるので，原則父が受給資格者となる。

ただし，健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか），住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）等について，収入（所得）の高い者が該当していない場合は，その事情を勘案した上で判断することになる。

（問５）６月以降の新規認定請求を受け付ける際，配偶者の所得も確認することになるが，例えば月末に児童が出生した場合で，出生日から15日以内に認定請求を行った結果，請求者の所得よりも配偶者の所得が高いことが出生日から15日を過ぎた後（翌月）になって判明したというような場合は，配偶者が受給資格を有すると知ったの翌日から15日以内に請求を行えば，児童が出生した翌月分から支給して差し支えないか。

（答）差し支えない。

（問６）育休等を取得している等の理由で，現況届提出時に所得が無い場合でも，前年の所得で判定することになるのか。
　夫婦のうち所得の高い方が育休等により一時的に所得が低くなり，その後仕事に復帰し，明らかにその年の所得が高くなるというような場合であって，かつ，夫婦ともに所得が所得制限限度額未満の場合でも，毎年現況届で前年の所得を比較し，受給資格者を判定することになるのか。

（答）所得の判定については，前年の所得で判定することになる。
　しかし，従来から所得が高かった者が，育休等により一時的に所得が低くなり，その後仕事に復帰したこと等より再度所得が高くなることが明らかな場合で，かつ，夫婦ともに所得が所得制限限度額未満の場合は，健康保険の適用状況や住民票上の取扱い等を勘案した上で，従来から所得が高かった者を引き続き受給資格者として認定して差し支えない。ただし，受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合（受給者の育休等が長期にわたり，所得が０円となったとき等）はこの限りでない。
　なお，夫婦のうち，育休等を取得していない方の所得が，所得制限限度額以上である場合は，基本的に当該者をもって受給資格者と判断することが適当である。

（問７）第２子以降を出生した場合は，額改定認定請求書を提出することになるが，例えば５月に第２子が出生したこと等により手当額が増額するような事由が発生した場合，額改定認定請求書と現況届を両方提出することになるのか。

（答）増額の改定は，すでに児童手当の支給を受けている者が請求を行うため，原則として所得の確認まで必要とはしていない。
　一方，現況届については，児童手当の支給を受けている者は全員提出する必要があり，前年の所得の状況及びその年の６月１日時点の支給事由を確認することになる。
　よって，額改定認定請求書と現況届は確認事項等が異なるため，５月に手当額が増額するような事由が発生した場合であっても，額改定認定請求書及び現況届の提出が必要になる。

（問８）外国に居住していたことにより，前年に住民税の課税対象となっていなかった者については，所得なしと取り扱ってよいか。
　例えば父が海外に居住し，母が国内に居住している場合は，母が受給資格者になるが，父の前年の所得を確認する必要はあるか。

（答）所得の判定に係る所得の額は，市町村民税に係る前年の所得の額を基礎とするので，設問のようなケースについては，外国に居住していた旨の申立書を徴した上で，所得がないものとして取り扱って差し支えない。
　申請時や現況届時に父が国内に住所を有していない場合も同様。

（問９）受給資格者の決定において原則として所得の高い方を受給資格者とし，夫婦の所得にほとんど差がない場合は総合的に判断するとあるが，ほとんど差のない場合とは具体的にどれぐらいの所得の差をさすのか。

（答）個別事情により判断する必要があり，具体的に示せるものではないが，扶養認定において夫婦が共同して子を扶養している場合（夫婦とも県職員の場合を除く。）の「主たる扶養者」の要件（職員の所得が配偶者の所得の割以上であること。）は，１つの目安になると思われる。

（問10）現況届の確認については，夫婦の所得は基本的には所得証明書により確認するが，所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯等については，事情聴取や年末調整時の給与支払証明書等による確認でも可とするとある。所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯とは，具体的にどのような世帯か。

（答）配偶者が専業主婦で所得がない世帯，夫婦ともに県職員で所得に大きな変動がない世帯などが考えられる。

（問11）現況届の際，配偶者に所得がある場合は必ず所得証明書が必要か。また，添付する所得証明書は通常のものでよいか。

（答）所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯や配偶者が請求者よりも所得が低いことが明らかな世帯（配偶者が税法上の控除対象配偶者となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合など）については，例外的に不要とするが，それ以外については所得証明書を徴して確認する（配偶者の職業が「被用者等でない者」となっていても，事業所得等がある場合が考えられる。源泉徴収票等では給与所得の状況しか把握できない。）。

所得証明書は「児童手当用」とするが，「児童手当用」でなくても，控除額等について必要な証明がなされている限りにおいて可とする。

（問12）受給者の育休等により，配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合でも，その事由が一時的なものであると見込まれる場合は，必ずしも受給者を変更する必要はないとあるが，どのような場合か。

（答）育児休業のほか，休職，育児短時間勤務，介護休暇，部分休業等の事由により給料を減額される結果，夫婦間で所得が逆転する場合である。

ただし，受給者の育休が１年以上にわたり，前年度の所得証明書において所得額が０円となった場合は，この限りでない（現況届の時点で復帰していて収入がある場合も，前年度の所得証明書で判断する。）。

（問13）現況届で前年の所得証明書を確認した際，配偶者に一時的な所得があり受給者よりも所得がはるかに高くなってしまっているような場合は，受給者変更をする必要があるか。

（答）特に申立書の提出があるなど，何らかの方法によって配偶者の所得が恒常的なものかどうかを確認できる場合を除き，所得証明書上の所得金額（合計額で記載されている。）を比較し，判定することになる。

（問14）現況届の結果，受給者変更をすることとなった場合で，夫婦双方が教職員でも再度住民票や所得証明書を添付して請求することとなるか。添付書類を省略することはできないか。

（答）異なる認定権者へ認定請求をする場合は，添付書類を省略することはできない（写しを添付することも不可）。

（問15）夫婦間で所得額が逆転し，受給者を変更する場合，新たに認定請求を行う者の添付資料として，配偶者の「支給事由消滅通知書」の写しを求めることができるか。

（答）新たな認定権者においては，児童手当の二重支給を防止するために，何らかの確認ができればよい。

（問16）現況届は６月中に提出することとされているが，期限を過ぎて提出した者はどうなるのか。また，現況届は６月中に提出されたが，添付書類の所得証明書の提出漏れがあった場合，７月以降の証明日となっても構わないか。

（答）督促を行ってもなお提出がない場合は，現況の確認ができるまで，手当の支給を一時的に差し止め，その後現況届が提出され，支給要件を引き続き具備していることが確認できれば，その時点で差し止めを解除することになる。

なお，現況届が期限内に提出されていれば，添付書類が多少遅れても支障ない（添付書類の提出があるまで審査は保留する。）。

（問17）児童手当の受給者を変更した結果，扶養手当の受給者や扶養控除申告書と一致しなくなる場合，これらの整合性や関係は考えなくてよいか。

（答）すべてが一致する場合もあるが，それぞれ別個の法令，例規にもとづく制度であるので，一致しないとしても不適切であるとはいえない。

（問18）父母がともに支給要件に該当する場合に，児童手当法第４条第４項の規定に基づく認定（同居優先）を受けようとする離婚協議中の職員が，「児童手当の受給資格に係る申立書」を提出する際，裁判所の呼び出し状など公的機関が発出した文書が準備できないときはどのような書類を添付すればよいか。

（答）職員の配偶者から，職員と離婚協議中である旨の申立書を徴することにより，児童と同居している職員を受給資格者として取り扱ってよい。

なお，職員が配偶者と別居し，児童と同居している場合でも，配偶者が監護・生計同一の要件を欠いていると認められる場合は，上記申立書や添付書類の提出は必要ない。

（問19）父母が離婚して住所を別にし，児童は母と同居しているが，児童と別居している父が，定期的に児童と面会をしているような場合，父母の合意があれば，児童と別居している父に児童手当を支給することはできるか。

（答）児童手当法第４条第４項の規定に基づき，離婚又は離婚協議中である父母が別居しているような場合は，児童の生計を維持する程度に関わらず，同居している者に支給することになる。

（問20）離婚協議中につき別居していて，児童手当法第４条第４項の規定に基づく認定（同居優先）を受けていた父又は母が，その後離婚した場合，現況届において毎年申立書を提出してもらうことになるのか。

（答）離婚協議中につき別居していて，児童手当の認定を受けていた者が離婚した場合は，現況届の際に申立書と離婚した事実を明らかにする書類（戸籍抄本の写し等）を提出してもらうことで，翌年以降の現況届では，申立書の提出を省略して差し支えない。

（問21）扶養親族等の算定にあたっては，施設入所等児童を除くことになるが，１月１日以降に転居してきた人の所得証明書に記載されている扶養親族等のうち，施設入所等児童が含まれるかどうかはどのようにして把握することになるか。

（答）市区町村長が発行する所得証明書には，扶養親族のうち施設入所等児童の数は記載されないので，認定請求を行う際等に申請者に聞き取りを行う等により把握に努めること。

（問22）認定請求書や現況届に，前年の所得を受給（請求）者が記入する「所得の状況」という欄があるが，この欄には控除前の額を記載するのか，控除後の額か。

（答）控除後の額（様式裏面の注意事項を参照）